

平成 27 年

第 4 回市議会定例会 議案第 20 号

函館市地域生涯学習センター条例の一部改正について

函館市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例

函館市地域生涯学習センター条例（平成 16 年函館市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

函館市戸井生涯学習センター	函館市浜町 33 番地 2	を
函館市戸井西部総合センター	函館市小安町 525 番地 1	
函館市戸井生涯学習センター	函館市浜町 33 番地 2	に

改める。

第 6 条第 1 項中「使用者は」の後ろに「，函館市戸井西部総合センターにあつては別表第 1 に」を加え，「別表第 1」を「別表第 2」に，「別表第 2」を「別表第 3」に，「別表第 3」を「別表第 4」に，「別表第 4」を「別表第 5」に改める。

別表第 4 を別表第 5 とし，別表第 3 を別表第 4 とし，別表第 2 を別表第 3 とし，別表第 1 を別表第 2 とし，附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 6 条関係）

区 分	時 間 区 分		
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（正午から午後 5 時まで）	夜間（午後 5 時から午後 9 時ま

			で)
集会ホール	4, 200円	5, 460円	7, 090円
研修室	2, 100円	2, 730円	3, 540円
調理室	3, 150円	4, 090円	5, 320円
和室1	1, 050円	1, 360円	1, 770円
和室2	1, 050円	1, 360円	1, 770円

備考 11月1日から4月30日までの日については、上表の規定による使用料の額の2割増しの額とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

小安町に戸井西部総合センターを設置するため